令和8年度山口県立高等学校等における学習者用端末の販売業務 公募型プロポーザル応募要項

次のとおりプロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和7年8月1日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 目的

この要項は、山口県が令和8年度山口県立高等学校等における学習者用端末の販売業務(以下「本業務」という。)の協定締結候補者(以下「協定候補者」という。)を選定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものとする。なお、本業務の範囲には、公立大学法人山口県立大学(以下「県立大学」という。)が所管する山口県立大学附属周防大島高等学校の端末を含む。

2 概要

(1) 業務名

令和8年度山口県立高等学校等における学習者用端末の販売業務

(2)業務内容

別添「令和8年度山口県立高等学校等における学習者用端末の販売業務 仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 協定相手方数

WindowsOS端末及びiPadOS端末の販売業者 1者

(4) 協定期間

協定締結日から令和8年8月31日まで(予定)

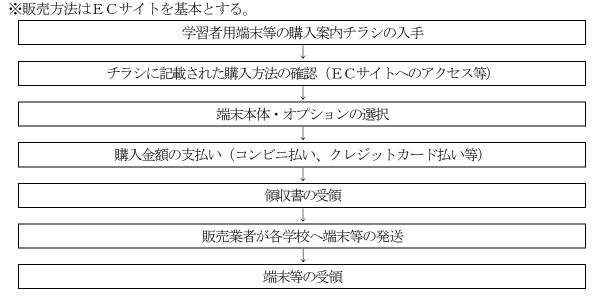
(5) スケジュール

項目	日 程
公告	令和7年8月1日(金)
質問受付期限・参加表明書提出期限	令和7年8月8日(金)午後5時
質問回答予定	令和7年8月15日(金)
提案書等提出期限	令和7年8月22日(金)午後5時
審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和7年8月29日(金)
審査結果の通知、協定候補者の決定	令和7年9月1日(月)以降
協定締結予定	令和7年9月上旬

(7) 協定締結後の主なスケジュール

項目	日程
配付チラシ枚数・見込需要数提供予定日	令和8年2月上旬
各校へのチラシ発送(学校到着)期限(予定)	令和8年3月3日(火)
端末等販売開始予定日	令和8年3月12日(木)
標準的な注文受付締切日	令和8年3月31日(火)
令和8年3月31日まで受注分の納入期限	令和8年4月30日(木)
令和8年4月30日まで受注分の納入期限	令和8年5月29日(金)

(8) 生徒(保護者)が端末等を購入するまでのイメージ図



(9) 留意事項

端末等の販売は、生徒(保護者)と販売業者との直接契約となる(県及び県立大学は契約当事者とならない。)。

3 応募に関する事項

(1) 参加者承諾事項

参加する者は、以下について全て承諾すること。

- ① 本業務は、全て協定を締結した販売業者の責任及び費用の負担において行うこと。
- ② 原則、注文受付期間中に、注文のあった台数分は全て受注すること。
- ③ 県及び県立大学は、協定を締結した販売業者の売上を補償しないこと(販売残となった在庫端 末等の買上補償もしないこと。)。
- ④ 本業務に関する県及び県立大学との協議に柔軟かつ真摯に対応すること。

(2) 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- ② 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和4年山口県告示第179号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。
- ③ この手続の開始の日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても山口県の業務 委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- ④ 過去3カ年(令和4年度から令和6年度)に、国(公社、公団及び独立行政法人を含む)又は地方公共団体と同種又は類似する業務(国・地方公共団体発注のPC端末の売買、斡旋販売又は賃貸借契約等)の契約を締結し、履行した実績を有すること。

4 参加申込手続

- (1)提出書類 「参加表明書」(様式第1号)
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール送信 (郵送又は電子メール送信の場合は事前に電話にて連絡すること)
- (4) 提出場所 山口県教育庁教育情報化推進室
- (5) 提出期限 令和7年8月8日(金)午後5時まで【必着】

5 質問及び回答

- (1) 質問事項は、質問書(様式第2号)に内容を簡潔にまとめて記載し、令和7年8月8日(金)午後 5時までに教育情報化推進室へ電子メールにて送付すること(電話不可)。
- (2)回答は、令和7年8月15日(金)午後5時までに「参加表明書」提出者全員に電子メールにて送付する。

6 提案書の提出手続

- (1) 提出書類 「7 提出書類」のとおり
- (2) 提出部数 各11部(正本1部、副本10部)、左側を2箇所ホッチキスで留める。 パンフレット等ホッチキス留めできないものは別にし、各11部提出。
- (3) 提出方法 持参又は郵送 (郵送の場合は事前に電話にて連絡すること)
- (4) 提出場所 山口県教育庁教育情報化推進室
- (5) 提出期限 令和7年8月22日(金)午後5時まで【必着】

7 提出書類

(1) 提案書

本要項及び「仕様書」の内容を踏まえ、詳細かつ具体的な提案を記載すること。なお、以下の事項についての提案は、必ず行うこと。

番号	区分	内容
1	業務実施体制及び	○本業務に係る実施体制
	業務遂行能力	○本業務を通じて収集する個人情報(生徒の氏名、保護者の氏名、
		住所、電話番号、学校名、クレジットカード番号等の個人に関
		する情報)に対する管理方針(プライバシーポリシー、それら
		の取扱い方法等)
2	スケジュール	○業務の実施に係る全体スケジュール
		※ 計画どおりにならないリスクへの対応策も示すこと。
3	購入の仕組み	○ECサイト機能
		※ 提案するECサイト機能が「仕様書」の内容に合致してい
		ることを示すこと。
		※ 生徒(保護者)がECサイトで購入してから受け取るまで
		のプロセスについてイメージ図等を用いて示すこと。
		※ 購入に関する問合せへの対応方法・対応時間を示すこと。
		○ECサイトを利用できない購入者に対する代替手段

4	調達する	○Windows0S端末及びiPad0S端末の仕様・販売価格		
	ハードウェア	※ 提案する各端末(iPadOS端末はキーボードを含む)の選定		
		の考え方を示し、これらが「仕様書」の内容に合致している		
		ことが確認できるパンフレット等の資料(メーカー保証を含		
		む)を添付すること。		
		※ 販売価格は、販売手数料、消費税等も含めた1台当たりの		
		単価とすること。		
5	端末の保証	○教育課程に応じて選択可能な端末の長期保証		
		※ 提案内容が「仕様書」に合致していることを示すこと。		
		○故障時の具体的な対応フロー(メーカー保証及び長期保証)		
6	その他	○フィルタリングソフトの導入を促す提案		
	(追加提案)	(例) オプションでの購入項目に追加、購入サイトの案内等		
		○その他の追加提案		
		※ 本業務の目的を達成するために有効と思われる内容やサー		
		ビス等がある場合に示すこと(提案書に「追加提案」と明記		
		すること)		

- ※ 提案書は表紙 (様式第3号) 以外、様式自由とするが、サイズは原則としてA4判とし、A3判を用いる場合は折込みの上、編さんすること。
- (2) 会社概要(様式第4号)
- (3) 同種又は類似業務の受注実績整理表 (様式第5号)
 - ※ 過去3カ年(令和4年度から令和6年度)の類似業務(国・地方公共団体発注のPC端末の 売買、斡旋販売又は賃貸借契約等)の実績に係る内容を示すこと。
- (4) 見積書(様式第6号)及び内訳(任意様式)
 - ※ 見積書には、提案書で提出した端末及びオプション購入項目の販売価格を記載すること。なお、記載する販売価格は、販売手数料、消費税等も含めた1台当たりの単価とし、「8 端末1台当たりの予算額(上限額)」に示す県又は県立大学からの補助を加味しない額とすること。
 - ※ 販売価格の積算根拠を示した「内訳」を添付すること。
 - ※ 実際に販売する端末が後継機になることは認めるが、価格については原則据え置くこと。 また、後継機は、提案した端末のスペックを下回らないこと。
 - ※ 長期保証以外の有償オプションを追加提案する場合は、参考価格を示すこと。(任意様式)

8 端末1台当たりの予算額(上限額)

- Windows0S端末 70,800円 (消費税及び地方消費税を含む)
- iPadOS端末 71,900円 (消費税及び地方消費税を含む)
 - ※ 上記の額には、オプション購入項目を除く「仕様書」の内容をすべて含む。
 - ※ なお、ECサイトにおけるWindowsOS端末の販売価格は、端末1台当たりの単価から県又は県立大学からの補助金相当額(端末1台当たりの単価の3分の1相当額)を差し引いた額とする。

9 プレゼンテーションの実施

- (1) 対象者 「7」により提案書を提出した者
- (2)日 時 令和7年8月29日(金)予定 ※ 参加者が決定次第、日時を調整した上で別途連絡する。
- (3) 場 所 山口県庁14階 教育委員会室
- (4) 実施方法
 - ① 審査時間は約45分(プレゼンテーション25分、ヒアリング質疑応答20分程度)とし、提案書を 教育委員会が受理した順に実施する。
 - ② プレゼンテーション・ヒアリングへの出席者は5名以内とする。
 - ③ 大型モニター (HDM I 接続) は教育委員会で用意する。その他パソコン等は必要に応じて参加者で用意すること。
 - ④ 説明は、提案書に記載した内容に限る。新たな資料等の提出や説明は認めない。
 - ⑤ 提案する端末の実機を1台以上用意し、全参加者のプレゼンテーション・ヒアリング審査が終 了するまで貸し出すこと。

(5) 留意事項

- ① 参加表明書、提案書の作成及びプレゼンテーションの参加に要する経費は参加者の負担とする。
- ② 提案内容は、仕様書等の内容を踏まえ、実施可能なものとすること。 また、販売価格は、提案書の内容に基づくものとすること。
- ③ 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となること。
 - ア 提案書を提出期限後に提出した場合
 - イ 提案書に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ 本応募要項に違反すると認められる場合
 - オ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき
- ④ 参加者は、複数の提案書を提出することはできないこと。
- ⑤ 提出期限後の提案書の変更、差替え、若しくは再提出は認めないこと(誤字・脱字等軽微なものを除く。)。なお、採用の有無に関わらず、提案書は返却しないものとする。
- ⑥ 参加表明書提出後、辞退する場合は、参加辞退届(様式第7号)によりプレゼンテーションの 実施日の前日までに教育情報化推進室へ持参、郵送又は電子メールにより提出すること。(郵送 又は電子メール送信の場合は事前に電話にて連絡すること)

10 審査選考

(1) 最優秀提案者の決定

令和8年度山口県立高等学校等における学習者用端末の販売業務審査委員会(以下「審査委員会」という。)において提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を次項の審査基準に基づき 実施し、全審査委員の合計評価点数が合計配点数の6割以上の者で、合計評価点数が最も高い者を 最優秀提案者として決定する。

また、最も高い合計評価点数を得た者が複数となった場合は、審査委員会において、価格の見積等を総合的に判断し、最優秀提案者を決定する。

(2) 審査基準

令和8年度山口県立高等学校等における学習者用端末の販売業務審査基準(別紙)に掲げる7項目

- ① 業務実施体制及び業務遂行能力
- ② スケジュール
- ③ 購入の仕組み
- ④ 調達するハードウェア
- ⑤ 端末の保証
- ⑥ 1人当たりの端末等の提供価格
- ⑦ 追加提案
- (3)審査結果

審査の結果については、令和7年9月1日(月)以降に書面により通知する。

11 協定の締結及び補助金交付手続き

(1) 協定の締結

本業務は、生徒(保護者)の個人負担による購入になるため、県及び県立大学が物品売買契約の当事者として契約を締結するものではなく、端末の販売に係る協定をそれぞれ締結する。

審査委員会で選定された最優秀提案者を協定候補者とし、県及び県立大学と協定候補者との間で、 提案書を踏まえ予算の範囲内で協議を行い、協定内容及び協定単価を決定し、令和8年度山口県立 高等学校等における学習者用端末の販売に係る協定及び令和8年度山口県立大学附属周防大島高等 学校における学習者用端末の販売に係る協定を締結する。

県及び県立大学と協定候補者との間で協議が整わない場合は、全審査委員の合計評価点数が合計 配点数の6割以上の者で、合計評価点数が上位の者から順に協定締結の協議を行う。

(2) 補助金交付手続き

ECサイトにおいて販売するWindowsOS端末の価格の3分の1相当額は、県又は県立大学から販売業者に対する補助金として支出するため、販売業者は、県及び県立大学がそれぞれ定める補助金交付要綱に基づく手続きを行うこととする。

12 その他

- (1) この手続の開始後に、3(2)②に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和7年8月8日(金) 午後5時までに山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
- (2) この手続に参加した者が山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に 基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は協定の締結を行わないこと がある。
- (3) 県及び県立大学は、予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、計画を変更又は中止することがある。

13 提出先及び問い合わせ先

山口県教育庁教育情報化推進室

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

電話 083-933-4493

電子メール a501003@pref. yamaguchi. lg. jp

令和8年度山口県立高等学校等における学習者用端末の販売業務 審査基準

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を200点満点として採点する。

	審査項目	評価内容	配点
1	業務実施体制及び	・本業務を適正かつ確実に履行できる体制となっているか。	30 点
	業務遂行能力	・本業務と類似する業務の十分な実績を有している等、業務遂行能	
		力があると認められるか。	
		・個人情報の管理が適切か。	
2	スケジュール	・本業務を適正かつ確実に履行できる計画となっているか。	10 点
		・計画どおりにならないリスクへの対応策が示されているか。	
3	購入の仕組み	・提案する「ECサイト機能」が、仕様を満たしているか。	40 点
		・注文から納品までのプロセスが簡便で分かりやすい手法・工夫が	
		考えられているか。	
		・購入時のサポート体制が充実しているか。	
		・支払の際の決済手段が充実しているか。	
		・ECサイトが利用できない購入者に対する代替手段が適切か。	
4	調達する	・提案する「WindowsOS 端末」及び「iPadOS 端末(キーボードを含	40 点
	ハードウェア	む)」が仕様を満たしており、端末選定の考え方が適切であるか。	
(5)	端末の保証	・提案する「長期保証」の内容が、仕様を満たしており、教育課程	30 点
		に応じて保証期間が選択可能であるか。	
		・故障時の対応が簡便か。	
		・故障時のサポート体制が充実しているか。	
6	1人当たりの端末	・提案するハードウェア (Windows OS 端末及び i Pad OS 端末 (キーボ	40 点
	等の提供価格	ードを含む)) 及び端末の長期保証の価格が妥当であり、購入者	
		にとって購入しやすい価格となっているか。	
7	追加提案	・フィルタリングソフトの導入に有効な提案が示されているか。	10 点
		・有益な追加提案が示されているか。	
合 計			200 点